

住宅性能表示制度の見直しに係る  
日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正案に関する意見の募集について

平成 27 年 10 月 23 日  
消費者庁、国土交通省

消費者庁及び国土交通省では、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度について見直しを行い、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）及び評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）等について、所要の改正を行うことを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から本案に対する御意見を伺うため、以下の要領で意見募集を行います。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して、個別に回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承願います。

住宅性能表示制度の見直しに係る  
日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正案に関する意見募集要領

1. 意見募集対象

別紙1 住宅性能表示制度の見直しに係る日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正案について

2. 意見募集期間

平成27年10月23日(金)～平成27年11月21日(土)(必着)

3. 意見送付方法

別紙2の意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局住宅生産課まで御意見を日本語にて送付してください。(なお、電話による御意見は受け付けかねますので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 電子メールの場合 メールアドレス：seisan@mlit.go.jp  
(電子メールの題名を必ず「住宅性能表示制度の見直しに係る日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正案に関する意見」としてください。)

(2) F A Xの場合 F A X 番号：03-5253-1629  
「パブリックコメント担当」宛てにお送りください。

(3) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 パブリックコメント担当 宛て  
(封筒の表に「住宅性能表示制度の見直しに係る日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正案に関する意見」と明記してください。)

4. 注意事項

御意見は日本語で御提出ください。

提出された意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知置きください。

ただし、意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

電話での意見は受け付けておりません。

皆さまからいただいた御意見に対し個別にお答えすることはできませんので、あらかじめ了承願います。

期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容については無効といたします。

氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

5. 閲覧又は資料の入手の方法

インターネットによる閲覧又は資料の入手

電子政府の総合窓口のパブリックコメントのホームページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

平成27年10月  
消費者庁、国土交通省

## 住宅性能表示制度の見直しに係る 日本住宅性能表示基準・評価方法基準等の改正案について

### 1. 背景

住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に基づく住宅性能表示制度では、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号。以下「表示基準」といいます。)及び評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)により、住宅の性能に関する表示及び評価の方法を定めているところです。

平成27年7月に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といいます。)が制定されたことに伴い、新築住宅の「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」について、建築物省エネ法に基づく基準を引用するため、表示基準及び評価方法基準の改正を行う必要があります。

また、既存住宅については、中古住宅・リフォームトータルプラン(平成24年3月国土交通省策定)において「消費者が中古住宅の性能に関する情報を把握できるようにするため、中古住宅の性能を客観的に評価・表示する住宅性能表示制度について、既存住宅に係る性能評価基準の見直しによる充実を図り、普及促進を図る。」とされていることを踏まえ、表示基準案及び評価方法基準案の検討を行ってきたところです。

今般、これらを踏まえ、新築住宅の「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」について、建築物省エネ法の制定に伴う所要の改正を行うとともに、既存住宅の「劣化の軽減に関すること」及び「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」について、表示基準と評価方法基準の追加を行います。なお、その他の分野についてもこれまでの技術的な検討を踏まえ、所要の改正を行います。

### 2. 概要(詳細は別添参照)

#### (1) 建築物省エネ法の制定に伴う改正

建築物省エネ法の制定に伴い、「断熱等性能等級」及び「一次エネルギー消費量等級」について建築物省エネ法に基づく基準を引用するため、表示基準及び評価方法基準を改正します。

建築物省エネ法に基づく基準案については、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省令・告示案、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく告示の一部改正案及び都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく告示の一部改正案」として、平成27年10月7日から意見募集を実施。

- ( 2 ) 既存住宅に係る劣化の軽減及び温熱環境・一次エネルギー消費量の基準の追加  
既存住宅について新たに「劣化対策等級」、「断熱等性能等級」及び「一次エネルギー消費量等級」を追加するため、これらに係る表示基準及び評価方法基準を策定します。
- ( 3 ) 既存住宅に係る耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の基準の見直し  
既存住宅に係る「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」について、基準の合理化を図るため、表示基準及び評価方法基準を改正します。
- ( 4 ) 既存住宅における評価対象住宅の範囲の見直し  
新築時に交付された建設住宅性能評価書等に加えて、一定の信頼性のある図書等の活用を可能とし評価対象住宅の範囲を拡大するため、評価方法基準を改正します。
- ( 5 ) その他改正事項
- ÿ 「劣化対策等級」の鉄筋コンクリート造等の評価基準について、既製コンクリートぐいの評価基準の合理化を図ります。
  - ÿ 「重量床衝撃音対策」について、等級換算スラブ厚を用いた等級判定手法を導入するとともに、実測データに基づき、対象となる床構造の等価厚さ及び受音室の面積の範囲を拡大します。
  - ÿ J I S 規格及び J A S 規格の改廃に伴う所要の改正を行います。

その他、以下の告示について、上記改正に伴う所要の改正を行います。

- ・建設住宅性能評価のために必要な図書を定める件（平成 14 年建設省告示第 727 号）

### 3 . 今後のスケジュール（予定）

公布 平成 28 年 1 月

施行 ( 1 ) ~ ( 4 ) 建築物省エネ法の施行の日（建築物省エネ法の公布の日（平成 27 年 7 月 8 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日）と同日。

( 5 ) 公布の日